

公益財団法人日本体育協会 広報規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本体育協会（以下、「本会」という。）が定める広報活動基本方針（以下、「基本方針」という。）に基づき、本会の広報活動を適切かつ効果的に実施するために必要な事項について定めることを目的とする。

(役職員の心構え)

第2条 本会の役職員は、自らが広報活動実施者の一人であることを自覚し、それぞれの職責に基づき、日常の活動及び業務を通して、その他あらゆる機会を活用して、広報活動を推進するものとする。

(広報活動の範囲)

第3条 本会は、広報活動を有効に推進するため、広く一般社会に向けた広報（コーポレート広報）と事業ごとの対象別広報（プロダクト広報）及び本会役職員に向けた組織内広報を行うものとする。

(広報活動業務)

第4条 本会は、広報活動の範囲を踏まえ、次の広報活動業務を行うものとする。

- (1) 本会の運営方針及び活動状況に関する情報発信
- (2) 本会内外の情報収集
- (3) 広報資料の作成
- (4) 本会広報活動に関する役員への周知並びに意識啓発
- (5) 本会広報活動に関する職員への周知並びに教育啓発
- (6) 広報活動に必要な企画、調整及び研究
- (7) その他広報活動に関すること

(広報活動の実施方法)

第5条 広報活動の実施にあたっては、コーポレート広報、プロダクト広報など情報の内容と広報対象者に対する訴求効果を考慮し、次に示す活動の最も有効な内容・方法を用いるものとする。

- (1) 広報資料等の作成・配布
 - ①PRパンフレット、ガイドブック、ポスター、チラシ、報告書、情報誌、CD・DVDなどによる本会情報の伝達。
 - ②WEB(ホームページ、メールマガジン、フェイスブック、ツイッターなど)を活用した本会情報の伝達。
- (2) イベントの活用
講演会、シンポジウム、表彰式などのイベントを活用した本会情報の伝達。
- (3) パブリシティの実施
新聞、雑誌、テレビ、ラジオなど各種メディアに対して、情報を提供し、メディアによる主体的な報道を働きかける活動の実施。
 - ①記者会見(発表)
記者に対して会見(発表)の会場を設定し、本会役員による本会情報の伝達。

②プレスリリース

メディアでの記事化を目的とした報道資料の配布による本会情報の伝達。

(4) 広告掲出

新聞、雑誌、テレビ、ラジオなど各種メディア枠の購入による本会情報の伝達。

(5) その他

(広報活動の体制)

第6条 広報・スポーツ情報専門委員会(以下、「委員会」という。)は、本会のブランディング向上を図るため、コーポレート広報をはじめ広報活動全体の企画・立案・調整を行うものとする。

- 2 「委員会」の委員長は、コーポレート広報及びブランディングについて、評議員会及び理事会において報告し、協力を得るものとする。
- 3 事務局長は、ブランディングの方向性を踏まえ、コーポレート広報及びプロダクト広報をはじめとする広報活動の総合的な効果を高めるため、事務局規程第 16 条に定める事務局会議において、広報活動の内容の周知、実施方法等の企画・連絡調整を行うものとする。
- 4 各事業を所管する各部署の部長は、ブランディングの方向性を踏まえ、コーポレート広報及びプロダクト広報について各事業に設置する委員会において報告し、協力を得るものとする。
- 5 各事業を所管する各部署は、各事業に設置する委員会においてコーポレート広報及びブランディングの方向性を踏まえ、積極的かつ効果的なプロダクト広報の企画・立案並びに推進に努めるものとする。

(広報活動計画の策定)

第7条 「委員会」は本会ブランディング向上を念頭におき、コーポレート広報及びプロダクト広報を具体的に推進するための計画を策定するものとする。

(実務マニュアルの作成・実施等)

第8条 広報活動の実務マニュアルの作成については、広報課において基本的事項に関する原案を策定し、「委員会」の了承を得るものとする。

- 2 実務マニュアルの具体的な策定並びに実施方法等に関しては、広報課長が各部署の広報担当者及び指名する職員と調整のうえ事務局長の了承を得るものとする。

(規程の変更)

第9条 本規程は、理事会の議決により変更することができる。

附則

1. この規程は、平成 25 年1月 16 日から施行する。